

船舶インシデント調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不足）
発生日時	令和5年10月8日 08時30分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市糸満漁港西方沖 ルカン礁灯台から真方位154° 3.48海里付近 （概位 北緯26° 03.5′ 東経127° 33.7′）
インシデントの概要	漁船第三洋芳丸は、帰航中、主機が運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年10月11日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三洋芳丸、4.8トン ON3-28456（漁船登録番号）、個人所有 第296-7696号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力147.10kW、回転数毎分2,500、6気筒、ボア105mm、使用燃料軽油、昭和60年機関製造、昭和60年7月29日進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約6m/s、視界 良好 海象：うねり、波向南、波高約0.5～1.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、はえ縄漁を行う目的で、漁場を移動しようとして南進中、主機が急に停止した。</p> <p>船長は、セルモータで主機の再始動を試みたが始動できず、主機燃料油系統にある一次燃料フィルタのエレメントを交換して、配管内の空気抜きを行い、再度始動を試みたが始動できず、燃料油ポンプ付きのプライミングポンプを押し込んで操作したところ、燃料油を押し出している感触がなく、燃料油の供給が途絶えていると思った。</p> <p>船長は、本船の付近を航行していたプレジャーボート（以下「救助ボート」という。）に海上保安庁への通報を依頼し、救助ボートの船長は118番通報を行った。</p> <p>本船は、その後、救助ボートにえい航され、出港した漁港に帰港した。</p> <p>本船の主機燃料油配管系統は、「燃料油タンク→一次燃料フィルタ→燃料油ポンプ→二次燃料フィルタ→燃料油噴射ポンプ→燃料弁」といった構成機器配管であり、燃料油ポンプの入口にはストレーナが設置されていた。</p>

	<p>本船は、本インシデント後、船長が、主機燃料油配管系統の二次燃料フィルタのエレメントを交換し、燃料油ポンプの入口ストレーナを取り外して掃除した後、同配管内の空気抜きを十分に行って主機の始動操作を行ったところ、始動できるようになった。</p> <p>船長は、前記の作業時、一次燃料フィルタのエレメントには下部にべったりと黒い油分が付着し、二次燃料フィルタのエレメントには汚れが多くないことを、また、燃料油ポンプの入口ストレーナには細かな異物が詰まっていることを確認し、一次及び二次燃料フィルタで除去できなかった細かな異物が同ストレーナを閉塞したので、燃料油の供給が途絶え、主機の運転ができなくなったと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、新型コロナウイルス感染症の予防を考慮して出漁を控えており、操業回数が少なかったため、令和2年2月からの約2年6か月間、燃料フィルタのエレメントを交換しておらず、また、燃料油タンクの掃除を行っていなかった。</p> <p>主機の取扱説明書には、運転時間1,000時間ごとに燃料フィルタのエレメントを交換するよう記載されている。</p> <p>船長は、本インシデント発生時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、携帯電話を所持しておらず、また、無線機が故障して修理業者に修理を依頼していたため、本インシデント当時、陸上と連絡する手段がなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、主機の燃料フィルタのエレメントが約2年6か月間交換されていない状態で、漁場を移動する目的で南進中、燃料フィルタで除去できなかった細かな異物が燃料油ポンプの入口ストレーナを閉塞したことから、燃料油の供給が途絶え、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、主機の燃料フィルタのエレメントが約2年6か月間交換されていない状態で、漁場を移動する目的で南進中、燃料フィルタで除去できなかった細かな異物が燃料油ポンプの入口ストレーナを閉塞したため、燃料油の供給が途絶え、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、機関の運転時間が短くとも、主機燃料油配管系統にある燃料フィルタのエレメントが汚損することを理解し、同エレメントを、機関製造会社のメンテナンス基準に従って定期的に交換すること。 ・ 小型船舶の船長は、定期的に燃料油タンクの底部及び内壁の点検及び掃除を行うこと。 ・ 小型船舶の船長は、航行中、暴露甲板では常時救命胴衣を着用す

	<p>ること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、緊急時の連絡手段を確保するため、携帯電話又は無線機を自船に搭載しておくこと。
--	---